

明石市告示第 110 号
2018 年(平成 30 年)4 月 1 日

明石市長 泉 房 穂



明石市屋外広告物条例第 12 条第 1 項第 2 号の規定により
市長が指定する公共的団体について

明石市屋外広告物条例第 12 条第 1 項第 2 号の規定により市長が指定する公共的団体は、下記のとおりとする。

記

- 1 国又は地方公共団体が出資又は出捐している団体（株式会社を除く。）
- 2 国又は地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体
- 3 土地改良区等の公共組合
- 4 日本赤十字社
- 5 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による社会福祉法人
- 6 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 1 条に規定する会社
- 7 明石市協働のまちづくり推進条例（平成 27 年条例第 33 号）に基づき認定された協働のまちづくり推進組織及び組織を構成する団体